

第 20 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 17 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 34 年足立区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「に係るもの及び」を「に係るもの並びに」に改め、「に規定する利子割額」の次に「、配当割額及び株式等譲渡所得割額」を加え、「以下「利子割額」」を「以下「利子割額等」」に改め、同条第 3 項中「利子割額」を「利子割額等」に改める。

第 15 条の 4 第 1 項第 2 号中「3 万 2 0 0 円」を「3 万 2 , 1 0 0 円」に改める。

第 16 条の 4 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 3 5」を「1 0 0 分の 3 8」に改め、同項第 2 号中「1 万 8 0 0 円」を「1 万 2 , 0 0 0 円」に改める。

第 19 条の 2 第 1 号ア中「1 万 8 , 1 2 0 円」を「1 万 9 , 2 6 0 円」に改め、同号イ中「6 , 4 8 0 円」を「7 , 2 0 0 円」に改め、同条第 2 号ア中「1 万 2 , 0 8 0 円」を「1 万 2 , 8 4 0 円」に改め、同号イ中「4 , 3 2 0 円」を「4 , 8 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 15 条の 4 第 1 項第 2 号、第 16 条の 4 第 1 項並びに第

19条の2の規定は、平成17年度分の保険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定するとともに、地方税法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。